

新 第2次長野県消費生活基本計画策定事業

くらし安全・消費生活課

1 趣旨

長野県消費生活基本計画の計画期間が平成29年度末で終了することから、平成29年度末までに次期長野県消費生活基本計画を策定する。

特殊詐欺をはじめとし、悪質商法等の手口の巧妙化など消費者被害は後を絶たず、消費者トラブルは複雑・深刻化している。消費者被害を防止し消費者の自立を支援するためには、消費者教育が重要との位置付けから、現計画では同時に長野県消費者教育推進計画を併記している。

庁内各部局が一層連携して、消費者教育を含む消費者施策を計画的・効果的に推進し、消費生活の安心・安全を確保するため、引き続きこれらの計画を策定する。

2 計画の内容

(1) 計画の期間 平成30年度～平成34年度（5年間）

(2) 計画の位置づけ

ア 長野県消費生活条例第3条（県の責務）の規定に基づき、具体的な消費者施策を計画的に実施するために策定

イ 消費者教育の推進に関する法律第10条第1項に基づく消費者教育推進計画として策定

(3) 策定する内容（施策の展開）

ア 消費生活における安全・安心の確保

イ 消費者の自立支援、消費者教育の推進

ウ 消費者被害からの迅速な救済

(4) 計画策定の意義

ア 施策の実施時期、目標値、実現手段等を明らかにすることにより着実な施策の推進を図る。

イ 部局間で連携して施策を展開する上で有効である。

ウ 計画の策定及び推進、普及の過程で県民の参画を得る。

3 策定スケジュール

別添のとおり

4 予算額

1,666千円（一般財源498千円、国交付金（10/10）1,168千円）

第2次長野県消費生活基本計画 策定スケジュール（案）

| 項目 | 平成29年度 | | | | | | | | | | | | 平成30年度 | |
|-------------------------------|------------|-------------------------------------|----------------------------|------|-----------------|---|---------------------------|---|-----------|---|-----------------------|---|--------------|-------------|
| | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 消費生活審議会 (消費者教育推進 地域協議会) | | 通常 ① 29年度事業計画について 第1次計画 評価 | | 委員改選 | 策定 ① 課題整理 | | 策定 ② 答申素案 重点施策検討 | 策定・通常 ③・② 答申 答申案 29年度事業実績について | | | | | | 第2次計画 実行 |
| 計画案 | | ↓ 課題洗い出し 各部からの意見反映 | | ← | 勘案 | | ↑ | ↓ | ← 計画案検討 → | | ● 計画決定 ↓ ○ 県議会へ | | ← 計画書印刷・配布 → | |
| 県民意見の反映 | パブリックコメント等 | | ↔ 県政モニター調査 学校アンケート調査 | | | | ↔ 答申素案 | | ↔ 計画案 | | | | | |
| | 意見交換 | | ↔ 市町村 | | | | ↔ 消費者団体等 | | | | | | | |